

2024 年 11 月 12 日

中部地方整備局長 様

よみがえれ長良川実行委員会

2024 年 9 月 12 日に当実行委員会が提出しました「木曽川水系連絡導水路事業に係る公開質問状」に対し、貴局より同年 10 月 30 日、回答（以下「10/30 回答」という）を受け取りました。

10/30 回答に対し、回答されていない事項や回答に疑問がありましたので「再質問」を行います。また、基準流量設定の歴史経緯等についての認識の疑問がありますので「コメント」も提示します。

以下の「再質問」に対する回答並びに「コメント」に対する見解を、2024 年 12 月 10 日までにお寄せください。

1-①（10/30 回答）

・木曽川の木曽成戸地点においては、関係行政機関により構成される木曽三川協議会が昭和 40 年に決定した水資源開発計画において、下流の漁業にも配慮したうえで、新規の利水における取水や上流ダムでの貯留をその流量の超過分の範囲内とする基準流量を $50\text{m}^3/\text{s}$ に設定しており、現在もそれをもとに運用している状況です。このような歴史的経緯により設定されている $50\text{m}^3/\text{s}$ について検証するために、木曽成戸地点下流における河川環境の保全に関し、ヤマトシジミの生息に関する検討を行った結果、木曽成戸地点流量が概ね $50\text{m}^3/\text{s}$ 以上であれば、ヤマトシジミの生息に悪影響を及ぼさないと考えられる塩化物イオン濃度を満足できていることを確認しました。

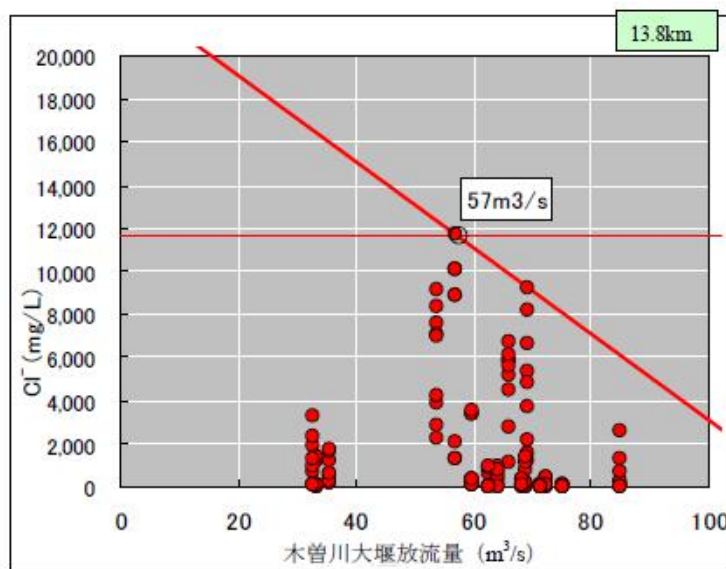
・木曽川水系河川整備基本方針の検討においては、これらも踏まえ、 $50\text{m}^3/\text{s}$ を木曽成戸地点での維持流量としたものです。

・なお、ヤマトシジミの生息に関する検討においては、これまでの知見に基づく客観的な数値を用いて検討したものであり、引き続き調査を継続し、データの蓄積を図ることとしています。

（再質問）

「ヤマトシジミの生息に悪影響を及ぼさないと考えられる塩化物イオン濃度を満足できている」というのは、水を補給する（流量を増加させる）ことで、塩化物イオン濃度を一定の数値より低減させれば良い、という考え方を回答されましたが

①その数値は、右のグラフで表される資料（木曽川水系河川整備基本方針策定時の説明資料ヤマトシジミの生息環境として必要と思われる流量）を基にしていると推察されます。



河川整備計画策定に当たって議論されていた木曽川水系流域委員会において、シジミの研究の第一人者である関口委員からは、「木曽川大堰下流のヤマトシジミに関する資料には、まったく科学性がないグラフが使われている。専門家としてこんなものを認めた、などとは言われたくない」と強い発言があった。このとき事務局(中部地整)は、「成戸地点の維持流量には、舟運も含めた歴史的経緯がありますから」と、

このグラフへの言及を避け、関口委員は「歴史的経過ということなら仕方ない。議事録にもきちんとそう記録してほしい」と引き下がった。今回の中部地整の「回答」は、「木曽川大堰下流のヤマトシジミに関する資料には、まったく科学性がないグラフが使われている。」という専門家の指摘を無視するものではないですか。

②問題となっている木曽川大堰下流の木曽川は、海水が遡上する汽水域であり潮の干満によって塩分濃度は毎日周期的に大きく変化している。ヤマトシジミが、一定の塩化物イオン濃度に晒される続けることを前提にした議論は、成り立たないのではないですか。

③木曽三川(木曽・長良・揖斐)河口部(ヤマトシジミの高密度生息域)には、しばしば塩化物イオン濃度 15,000mg/L 以上の高塩分水が遡上している。つまり、「ヤマトシジミの生存限界は塩化物イオン濃度 11,600mg/L だ」には、事実の裏づけはないのではないかと。

④建設省・水資源開発公団の「長良川河口堰調査報告書」(1995 年)によれば、ヤマトシジミの高密度生息域である(河口から)13.8km 地点の水域では、成戸地点の流量が 0m³/s (平六渇水時)においてもヤマトシジミの被害はなかったといえる。この事実は「ヤマトシジミの生息を守るために成戸地点での流量は毎秒 50m³/s 必要だ」ということには根拠がないことを示しているのではないですか。

⑤木曽川のヤマトシジミの高密度生息域は、河口から 9 km から 14 km 地点にかけての水域である。仮に「ヤマトシジミの生息を守るために成戸地点での流量は 50m³/s 必要だ」に根拠があるとすれば、河口から 13.8km 地点で 50m³/s の流量を確保しても、この地点より下流(海側)では満潮時に塩水が遡上するときにはヤマトシジミは大多数が死んでしまうことになり、「ヤマトシジミの生息に悪影響を及ぼさない」とは矛盾することになるのではないですか。

2 (10/30 回答)

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量としてどれだけ必要か、確認を行ったところ、引き続き、これまでと同量の開発量で事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料を提供していただきました。

・この資料に基づき、検討主体において必要量の算出が妥当に行われているか等について確認を行っています。

(再質問)

名古屋市、愛知県が提出した資料について「必要量の算出が妥当に行われているか等について行われているか等について確認を行っています」との回答ですが、2019 年に作成された「名古屋市上下水道経営プラン 2028」並びに 2016 年愛知県企業庁作成の「企業庁経営戦略」について確認されていますか。

4① (10/30 回答)

別添図をご覧ください。

(再質問)

①回答として提示された図には、前に示された概要図の「動水勾配線」が抜けています。動水勾配線を再度明示するとともに、計画「管理施設工」地点の想定動水「水頭値」を明示してください。

②検討されている「長良川放水口」「長良川右岸施設管理工」付近は、岐阜県水源地域保全条例に定める指定区域に該当すると推定しますが、計画にあたり水源保全担当部局と協議をされていますか。されていれば、その協議内容を開示してください。

③回答には施設管理工の「機能」について言及がありませんでした。これはサージタンク(調圧槽)の機能を持つものですか。

もしそうであれば、地上部に立ち上がる施設も考えられます。それぞれの施設管理工について地盤高からの立ちあがり高さと円筒の直径をお知らせください。

5 (11/30 回答)

・平成 21 年 7 月に公表した環境レポート(案)は更新する予定です。

(再質問)

回答には「市民論議の場の設定」についての言及がありません。再度質問します。

(コメント)

木曽川水系河川整備計画(2008年、2020年変更)では、木曽成戸地点で40m³/sの正常流量を確保するとなっていますので、50m³/sとは整合していません。

木曽三川協議会(1965年)では、岩屋ダムと木曽川大堰などによる新規の水資源開発のシミュレーションを行なわれており、40、50、60m³/sのケースが想定されており、50m³/sには拘束されていませんでした。この新規の利水については、50m³/sを上回るケースで上流ダムからの補給、さらに多い場合は貯留ができます。しかし、濃尾用水、木曽川用水、名古屋市水道の自流といった既得の水利権は、これにしばられずに取水できます。1994年渇水では、馬飼頭首工下流はほとんど0の状態であらず、木曽川用水からの転用でしのいでいます。

三川協議の内容は当時は公開されていませんでしたが、岐阜県歴史資料館に岐阜県側の資料として残されていました。情報開示請求を行なっても、中部地方整備局には残っていなかったようで「三川協」で決めたとしか説明してきませんでした(愛知県長良川河口堰検証委員会(2011年で富樫が指摘))。

参考文献

富樫(2016)「木曽川総合用水と長良川河口堰の利水計画の成立―基準流量の過大な設定と過大な開発水量、過小な施設能力調査」岐阜大学地域科学部研究報告、38。

伊藤達也(2008)『水資源計画の欺瞞―木曽川水系連絡導水路計画の問題点』ユニテ。

2) 木曽成戸地点の河川維持流量は、木曽川水系工事実施基本計画(1964年河川法改正、その前は総体計画)で、50m³/sとなっていました。舟運への配慮はありましたが、「下流の漁業」や環境への影響は考慮されていません。

1) 木曽三川協議会とは、木曽特定地域総合開発(愛知用水など)の後、中部地建や東海農政局などの国の出先機関と、三県一市(名古屋市が後で加わる)で組織されたものであり、水資源開発促進法(1961年)による木曽川水系の指定(65年)の前に協議を行なったものであり、同水系の水資源開発基本計画(68年)とは違っています。

三川協議の内容は当時は公開されていませんでしたが、岐阜県歴史資料館に岐阜県側の資料として残されていました。情報開示請求を行なっても、中部地方整備局には残っていなかったようで「三川協」で決めたとしか説明してきませんでした(愛知県長良川河口堰検証委員会(2011年で富樫が指摘))。

2) 木曽成戸地点の河川維持流量は、木曽川水系工事実施基本計画(1964年河川法改正、その前は総体計画)で、50m³/sとなっていました。舟運への配慮はありましたが、「下流の漁業」や環境への影響は考慮されていません。

1963年の時点で、のちの木曽川総合用水（岩屋ダムと木曽川右岸・中流、木曽川大堰（馬飼頭首工、木曽川用水）の水利計画では、馬飼（成戸の直上流）での流量を40、50、60m³/sとした計算が行なわれており、40m³/sでも可能だとして検討されていたことが分かります。岩屋ダムの容量、計画期間の1/10との組み合わせで、50m³/sが選ばれることになります（富樫（2016）「木曽川総合用水と長良川河口堰の水利計画の成立—基準流量の過大な設定と過大な開発水量、過小な施設能力調査」岐阜大学地域科学部研究報告、38）

基準点流量とは、その流量で都市用水などで不足する部分の放流、さらに流量が多ければ貯留ができるようにコントロールするものです。木曽川用水の農業、名古屋市水道の自流依存分は、それとは無関係に取水することができます。事実、1994年の渇水では馬飼から下流への流出はなくなっています（伊藤達也（2008）『水資源計画の欺瞞—木曽川水系連絡導水路計画の問題点』ユニテ）。それでも環境への影響は生じませんでした。

阿木川、味噌川の両ダムに不特定容量がもうけられて、下流の成戸地点が渇水となっている場合の補給を行なうことができるようになっていますが、それでも50m³/sと切る場合があります。なお、建設中の新丸山ダムの不特定容量は、全国でも初めて、洪水調節のためとされています。

3) 現在の河川法（1997年改訂）による木曽川水系河川整備計画では、成戸地点の正常流量を40m³/sとしており、以前の基準点流量と整合がとれなくなっています。上記の計算のように40m³/sであれば、岩屋ダムからの補給期間は2倍となり、渇水対策はこれで十分なことになります。

徳山ダムの利水は15→12→6.6m³/sと減少させたため、ダムの規模をそのまま維持したために、利水の減少分を不特定容量（洪水調節とともに治水負担）に回したために、揖斐川（万石地点で20→30m³/s）、長良川（4m³/s、忠節で26m³/s）、木曽川で40m³/s（12m³/s）への補給に回されました。つまり、不要で巨大な徳山ダムを作ったためのツケを回したためです。もともと、徳山ダムは、長良川と木曽川の正常流量の維持のためのものではなかったからです。

さらに河川整備計画では、長良川の忠節地点の正常流量を26m³/sと大きくしていましたが、今回の説明では11m³/sと別の数値が書き込まれています。関係者の話では、鮎などの産卵に必要な流量ではなく、瀬切れを起こさないためだったようですが、10m³/sながれていれば、それは瀬切れにはなっていません。

（古川、古々川と分流していた時代には、瀬切れが歴史的には起こったことがあるようですが）

揖斐川の正常流量は多過ぎて、徳山ダムの不特定容量が不足することがあるようです。一方、根尾川では蓆田用水の取水によって瀬切れが起こることがあります。このことは、考慮されないようです。

（富樫、20241102）

河川整備計画より

流水の正常な機能の維持については、動植物の生息・生育等の河川環境を改善するため、木曽川では、木曽成戸地点において1/10 規模の渇水時に既設阿木川ダム及び味噌川ダムの不特定補給と合わせて、新丸山ダムにより40m³/s、異常渇水時〔平成 6 年(1994)渇水相当〕には、さらに徳山ダム渇水対策容量の利用により 40m³/s の流量を確保するとともに、水利用の合理化を促進し、維持流量の一部を回復する。長良川では、忠節地点において 1/10 規模の渇水時に20m³/s、異常渇水時〔平成 6 年(1994) 渇水相当〕に11m³/s の流量を徳山ダム渇水対策容量の利用により確保するとともに、水利用の合理化を促進し、維持流量の一部を回復する。